

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和7年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和8年2月5日（木） （本局：神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室）		
委員	大石 哲（神戸大学 都市安全研究センター 教授） 西上 治（神戸大学大学院 教授 第二部会長） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） （五十音順）		
審議対象期間	令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日		
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項 ① 抽出案件	総件数 7件	（備考） [抽出件名]	
<工事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)上部工等工事(第2工区)	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・神戸港航路附帯施設被覆工事(第6工区)	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・舞鶴港和田地区道路(上安久線)A2-A3 上部工事	
<業務> 簡易公募型競争入札方式	1件	・耐震強化施設地震応答解析業務	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・複合一貫輸送ターミナル施工計画検討業務	
簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸(海南地区)施工環境調査	

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・車両管理業務
--------------------	-----	---------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)上部工等工事（第2工区）」</p> <p>・ A 者の技術提案（テーマ A）が他の業者と比べて高く評価されているが、どのような点を評価したのか。</p> <p>・ 他者は同様の提案をしていないのか。もしくは、A 者のみ特筆すべき提案をしていたのか。</p> <p>・ 低入札価格調査を行ったところ B 者が辞退したのは、どういった理由か。</p>	<p>・ 品質を長く保持できるような提案をした業者を高く評価するといった考えから評価した。コンクリートの打設の際の型枠の工夫やコンクリートの充填性について提案していたため高く評価した。</p> <p>・ 他者においても良い提案はあったが、その中でも A 者は、最新の ICT 技術を駆使した管理方法の提案をされており、全体的に優れた提案であったため高く評価した。</p> <p>・ 入札価格が調査基準価格を 35 万とわずかに下回り低入札となってしまう、調査を受けながら施工していくかどうかについて検討した結果、辞退に至ったのでは考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「神戸港航路附帯施設被覆工事(第6工区)」</p> <p>・参加資格要件についてB又はA等級（中小）とA等級を中小企業に絞っているのはどういった趣旨があるのか。</p> <p>・配置予定技術者の能力について、2点と10.5点ではどれくらいの経験年数差があるのか。</p> <p>・神戸港において航路を切り替える必要ができた経緯は。</p> <p>・一般論として、過去の工事成績を評価していくとすると、新規参入しにくいのではないかと考えられるが、新規参入できるような工夫はあるのか。</p>	<p>・本来はB等級に該当する工事であるが、B等級のみだと競争性が担保されない恐れがあり、周辺の工事の入札状況も踏まえてA等級にも拡大した。ただし、A等級全体だと広げすぎとなるため、A等級は中小企業に限定した。</p> <p>・経験年数差というよりはむしろ過去に経験した工事成績の評価で差がついている。また、資格を評価する部分では結果的に差がつかず、工事成績において差がついた。</p> <p>・大阪湾岸道路西伸部の事業において、船の通り道である航路に橋脚を立てる必要があり、航路と橋脚の施工位置が重なってしまうため航路を振り替えることが必要となった。そのためには浅い場所を掘らなければならない、掘った土砂を投入するための土砂処分場を造成する護岸にブロックが必要であるため、本工事の施工が必要となっている。</p> <p>・一般論として、ご指摘の観点は否定できない部分があると考えている。一方で、今回の工事では採用されていないが、若手技術者を登用することで加点を行い、実績を積んでもらう制度もあり、全体的なバランスをとっている。</p>

意見・質問	回答
<p>3. 一般競争入札方式 (政府調達協定適用対象外) 「舞鶴港和田地区道路(上安久線)A2-A3 上部工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の能力等の評価における ICT活用工事の実施の項目について、C者は具体的にはどのような記載があったのか。 ・自動化施工といったものではなく、施工検査にCADと測量を用いるというイメージか。 ・ICTを用いることによる品質の向上と、それに価格を考慮して算出された評価値が妥当であるのかを検討するプロセスはあるのか。 ・評価値1点が120万円の価値に相当することの妥当性は検証しているのか。 ・地方ではなく、更に上のレベルで検討しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT構造物工の橋梁上部工についてICT活用工事を実施する記載があった。 ・そのとおり。もともとBIM/SIMで設計を行っており、三次元データを用いた検査・測量に関してICTを活用するものである。 ・評価値は、技術評価点を入札価格で割った数値を1億倍して算出する。本件では評価値1点あたりに換算すると120万円の金銭的価値があることとなる。D者とC者の評価値には1.5点の差があるため、D者がC者より180万円程度以上低い金額で入札すると、入札結果が覆ることとなる。ただし、調査基準価格未満の入札になるため、低入札調査を受けることとなる。 ・評価値1点あたりの金額に関しての妥当性といった概念はない。総合評価落札方式では評価点と価格点の比で評価する仕組みが全国的に採用されており、評価値1点あたりの金銭的価値の妥当性について地方支分部局のレベルでは議論できていない。 ・各業者の入札額に関しては、個々の業者の検討結果であり、当局がその是非を検討することはない。本件工事では特にICT活用施工を実施することを重視して評価点に反映させており、そういったことも含め、我々としては業界団体からの意見も取り入れながら試行錯誤を繰り返しつつ、より良い制度となるよう努めているところである。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「耐震強化施設地震応答解析業務」</p> <p>・実施方針の点数について、E者が高くなっているが、どのような点を評価したのか。</p> <p>・F者とG者の入札価格が調査基準価格と一致しているが、これほど精度高く入札することは可能なものなのか。</p> <p>・E者の特殊構造に関する可否判断が適正だったということだが、地震後の閾値決定の方法が優れていたという考えでよいか。</p> <p>・E者だけ特異な技術力を有していたのか。</p>	<p>・特殊性の高い構造物の安定性照査にかかる可否判断という本業務の特性を理解している点が高評価となった要因の一つとして挙げられる。加えて、工程表に記載の照査内容やタイミングについても業務手順との整合性が図れているという点から高く評価している。</p> <p>・本件は基準どおりの積算により予定価格が算出されているので、入札者側でも調査基準価格を算出し、それと同額で入札することも可能だと思われる。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・過去に同様の業務を受注していたためその経験により高い技術力を保有していたと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型プロポーザル方式 「複合一貫輸送ターミナル施工計画検討業務」</p> <p>・許可テーマ1, 2について各社具体的にどのような点を評価したのか。また受注者であるH者については、どのような点を高く評価したのか。</p>	<p>・実際の施工方法の妥当性について評価している。具体的には、現場実施条件として当該箇所が栈橋式で過去に杭が打設されている点、また、頻繁にフェリーが往来するといった現場状況を考慮しているかといった点を評価している。また、事業評価の検討の面では、実際にどのような貨物で事業評価をしていくのかといった大阪港の特性を踏まえているかどうかを評価している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・評価テーマにおいて、技術的な点や事業効果の点でどの程度現状を正確に認識しているのかが評価に関わってくるのか。 ・本件は施工計画と費用対効果という点をテーマとしており、前者は港湾土木、後者は運輸の知識が必要だと考えられるが、この場合専門技術者は複数名必要なのか。 ・施工計画及び費用対効果の検討という本業務の内容に対する、業務料 2,000 万円程度の妥当性について教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を正しく理解していないと新たな提案も曖昧なものになってしまうため、現状の理解は評価をするうえで重要な点であると考えている。 ・管理技術者としては 1 名配置している。そのうえで、業務実施体制にかかる提案の中でそれぞれの専門技術者を配置していただいている。 ・当局側において、土木的な検討及び、事業評価にかかる概算額を算出している。各方面にヒアリングをしていくなかで相当程度の人工が必要であると判断したため、2,200 万円程度という業務料の目安を設定している。その範囲内で最大の効果を出せるような提案をしてもらっている。
---	---

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)施工環境調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格に準ずる価格は調査基準価格とは異なるものであるのか。 ・調査基準価格に準ずる価格とはいくらであるか。 ・業者側は調査基準価格に準ずる価格について精度高く算定できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格は予定価格が 1,000 万円以上の場合に設定するものであり、予定価格が 1,000 万円未満の場合は調査基準価格に準ずる価格としている。 ・421 万円であり、I 者の入札価格と一致している。 ・水質調査には積算基準があり、また積算基準がない部分についても見積をとり、結果を競争参加資格を有する者へ通知しているため、予定価格はある程度正確に算出できると考えられる。

意見・質問	回答
<p>7. 一般競争入札方式 「車両管理業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の管理・運転や消耗品の購入、保険料、整備点検等様々なものが業務の範囲内となっているが、すべて落札者の負担となっているのか。 ・運転とはどの程度の使用のことを指しているのか。 ・なぜこれほど入札価格が安いのか。 ・移動の度にタクシーを利用するよりも費用が安く抑えられ、また利便性も高いため本業務を発注しているという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の範囲に記載のあるものはすべて業務内容としている。予定価格は1カ月分の運行にかかる費用として算出しており、走行距離を1,950キロと設定し、それにかかるガソリン代や1年間の車両2台分の保険料等も含め予定価格に反映している。 ・工事監督や出張等、日々の職員の移動での運行を指している。 ・地元での雇用や、他契約もあわせた大口での保険契約・ガソリン購入契約で価格を抑えていると受注者からは伺っている。 ・移動距離も長いいため車両管理業務を発注する方がタクシーを利用するより安価になる。

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一社応札の発生状況について、例年と比較して件数はどうなのか。また、高落札率の案件が数件あるが、例年と比較してどうなのか。 ・ 不落が該当なしとなっているが、予定価格の設定等で工夫している点はあるのか。 ・ 指名停止等における該当事項について、指名停止をするための基準が列挙されているものがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数としてはいずれも例年並みである。 ・ 発注前に関係者と施工上の課題について確認を行い、一定程度解決策を見出すようにしている。また、積算基準によらない非標準的な施工部分に関して競争参加者から歩掛見積を徴取し、結果を参加者に対して明示するようにしており、参加者もそれを考慮して入札額の積算を行うため、不落件数が減少傾向にあるのではないかと考えている。高落札率となっている案件や、調査基準価格に近接した入札が発生しているのも、当局が条件や積算の考え方を明示しており参加者側が予定価格や調査基準価格を類推できているためと考えられる。 ・ どういった場合に指名停止に該当するかについては基準を設けて分類している。

意見・質問	回答
<p>8. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	